

社会福祉法人神川町社会福祉協議会福祉資金貸付運営委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、福祉資金貸付規程13条第2項の規程により、福祉資金貸付運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）の会長の諮問に応じて、福祉資金貸付の貸付けに関し、次の各号に掲げる事項について町社協の会長に意見を具申するものとする。

- (1) 資金貸付運営の大綱
- (2) 貸付金の償還猶予、延滞利子の免除及び貸付金の償還免除
- (3) 一時償還及び貸付けの停止
- (4) その他会長が必要と認める事項

(組 織)

第3条 委員会は、民生・児童委員、町社協の役員及び職員、関係行政機関の職員、学識経験者のうちから町社協の会長が依嘱する者をもって組織する。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員の互選による委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任機関とする

(会 議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(定数及び議決の方法)

第7条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席かなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、町社協の事務局において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、別に委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。